

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局 部 課 長
各 地 方 機 関 の 長

警 察 庁 丙 少 発 第 2 5 号
令 和 4 年 3 月 3 1 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

少年補導職員の運用要領について (通達)

少年補導職員は、少年の特性についての専門的な知識と少年の取扱いについての技能を有する少年警察の専門家として各種の非行防止対策等に当たっているほか、犯罪等による被害を受けた少年の保護対策においても重要な役割を担っている。

そのため、各都道府県警察においては、少年補導職員がこれら業務に専従し、その能力を十分に発揮することができるよう、「少年補導職員の運用要領について」(平成31年3月27日付け警察庁丙少発第22号。以下「旧通達」という。)に基づき運用されているところ、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第1号)の制定に伴い、新たに「少年警察活動推進上の留意事項について」(令和4年3月31日付け警察庁乙生発第10号)が定められたことを踏まえて、令和4年4月1日からは、下記の要領に基づき、少年補導職員の適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は、令和4年3月31日をもって廃止する。

記

1 活動要領

少年補導職員は、少年警察活動のうち、①少年相談、②継続補導、③被害少年に対する継続的支援、④街頭補導、⑤触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理、⑥家出少年への対応、⑦要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応、⑧有害環境の浄化、⑨関係機関との連携、⑩広報啓発等の各活動に従事しているところであるが、特に、少年の特性についての深い知識と理解、個々の少年の特質に応じた取扱いなど、その期待される能力が十分に発揮できるものとする必要がある。このため、以下の点に配意した活動を積極的に推進すること。

(1) 活動の重点

①少年相談、②継続補導及び③被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特質に応じた方法により継続的に行うことが特に必要な活動であり、少年補導職員に期待される能力を十分に発揮できる分野であることから、他の活動に優先して取り組むこと。

④以下の活動に従事する場合であっても、内部事務的な活動よりも少年等と直接接触する活動に重点を置くこと。

(2) 個々の活動の要領

① 少年相談

相談事案への対応は、「相談への迅速・確実な組織対応のための総・警務部門における相談の受理・点検等の実施について（通達）」（平成31年3月12日付け警察庁丙総発第25号）に基づき適切に実施することはもとより、少年に関する電話相談・面接相談を受理したときは、被相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により、非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携をとりながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。

② 継続補導

保護者等の依頼があったとき、又は少年の非行の防止上特に必要があると認めるときは、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行う。また、継続補導に当たっては、少年やその保護者等の日常生活の支障とならないよう招致面接指導のほか家庭訪問による指導等適宜な方法で実施し、さらに、必要により学校、職場等と緊密な連絡・連携を保持するなどして、その効果的な実施に努める。

③ 被害少年に対する継続的支援

少年相談や事件処理等を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で精神的ダメージの克服等のため支援が必要と認められるものを把握したときは、当該少年に対し、保護者等の協力を得るとともに、必要により部内外の専門家の助言・指導を受けながら、継続的なカウンセリング等を実施し、その立ち直りのための支援活動を行う。

④ 街頭補導

非行少年等のい集・非行が行われやすい場所・時間を重点に、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、一斉街頭補導を中心に効果的かつ計画的な実施に努める。また、積極的な声かけ等により、非行少年等の早期発見に努め、発見・補導した場合には、少年の特性に配慮しながら、少年やその保護者等に必要な注意・助言を行う。

⑤ 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理

触法・ぐ犯・不良行為少年事案を取り扱う場合には、必要により家庭裁判所、児童相談所等への送致又は通告その他の処理手続を行うとともに、当該事案に係る少年やその保護者等に再非行防止のために必要な注意・助言を行う。

⑥ 家出少年への対応

家出少年に関する相談等を受理したときは、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安員会規則第13号）等に基づき組織的な対応を図る。また、家出少年を発見した際には、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、

児童虐待、学校・職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行う。

⑦ 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、状況に応じた応急的な措置を講じ、児童相談所に通告するほか、学校・保健所をはじめとする関係機関等と共に少年サポートチームを編成して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行う。

⑧ 有害環境の浄化

街頭活動やサイバーパトロール等の各種警察活動を通じて、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導や協力依頼、関係機関への連絡・通報等により有害環境の浄化活動を行う。

⑨ 関係機関との連携

少年警察活動は、関係機関等の理解と協力を得て行うことが必要なことから、学校を始めとする関係機関等と緊密な連携を図る。

⑩ 広報啓発

少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各種地域の保護者会等、あらゆる機会を利用して効果的な広報啓発を行う。

2 転用の抑制

少年補導職員は、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を生かせる少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的支援等の活動に従事すべき警察職員であることから、勤務形態、配置等についても特段の配慮をし、いやしくも少年補導職員の本来の活動以外の活動に従事させることは、やむを得ない場合を除き、極力抑制すること。

3 教養の実施

少年補導職員がその職責を果たすためには、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術の習得が不可欠なことから、採用時の教養の充実を図るとともに、少年相談等における専門的カウンセリング技術や問題解決能力を向上させるための部外教養を含む各種教養の実施に努める。また、教養の内容については、事例に基づく実践的なものを実施すること。

4 適任者の任用

少年補導職員には少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術が必要とされることから、その採用に当たっては、特別の配慮が必要であり、大学で心理学、教育学又は社会学を履修した者など適格性を有する者の採用に努めるものとする。また、特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援に従事する者については、上記のような大学で心理学等を履修した者、又は、専門的な

教養を受けるなどしてこれらの者と同等の能力を有する者を当てるよう努めること。

5 繰り返し取扱いのある少年への対応上の留意事項について

継続補導をはじめとする繰り返し同一少年を取り扱う場合には、「各種少年警察活動に係る非違事案の再発防止の推進について（通達）」（平成30年12月14日付け警察庁丁少発第345号）に基き、組織的な対応を図ること。

6 配置の在り方

少年補導職員が優先的に取り組むべき少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援の推進に当たっては、これらの活動が担当者の個人的な資質、熱意等に頼ることなく組織的な管理の下に実施される必要があるとともに、対象少年に最もふさわしい担当者を選定できるよう配慮する必要がある。この観点から、上記の活動について、少年補導職員を指導すべき職員の指導ないし管理の下に運用する必要があることから、少年補導職員を少年サポートセンターに集中して運用すること。

もともと、地域に密着した活動に支障を来すなど特別の事情があつてこのような少年補導職員の集中配置が困難な場合には警察署への分散配置もやむを得ないが、配置の必要性については、本部担当課において、少年非行情勢を踏まえ、定期的に見直しを実施すること。

また、この場合においても、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、少年サポートセンターに専従で勤務する少年補導職員が中心的な対応をすること。

7 少年サポートチームの活用と関係機関との連携の強化

①少年相談、②継続補導、③被害少年に対する継続的支援等の活動を実施する上では、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの活用が効果的であることから、その積極的な活用に努めるとともに、平素より関係機関と緊密な連絡を行うなど連携を強化すること。

8 活動についての適正な評価

少年補導職員の活動の評価に当たっては、その活動の特質が捜査、取締りとは別の観点から少年を指導・支援する点にあることを認識し、少年相談により事件の端緒を得ることを賞揚するような基準によることなく、少年補導職員の活動の本質に照らして、その努力度及び達成度を実質的かつ総合的に評価すること。

9 危害防止のための措置

少年補導職員が継続補導等で少年やその保護者等に接触する場合には、受傷事故に遭遇することも考えられることから、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案して、警察官の同伴、複数による対応等危害防止のための措置を執るものとする。また、街頭補導は、原則として複数で実施させ、夜間等で危害を受けるおそれのある場所・時間に実施する場合には、警察官を同行させること。